

競争参加者の資格に関する公示

美保（８）補給倉庫新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年８月２７日

中国四国防衛局長 深和 岳人
(公印省略)

- １ 工 事 名 美保（８）補給倉庫新設建築工事
- ２ 工事場所 鳥取県境港市
- ３ 工事概要 本工事は、以下の工事を行うものである。
【建築工事】
 - ・補給倉庫新設 S-1 延面積 約 4,200 ㎡× 1 棟
 - ・自転車置場新設 S-1 延面積 約 30 ㎡× 1 棟上記に係る建築工事一式
- ４ 工期 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- ５ 競争参加資格審査申請書の交付
 - （１） 交付期間 入札公告日から令和 8 年 12 月 1 日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）をいう。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
 - （２） 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6－30
中国四国防衛局総務部契約課 電話 082-223-7233
 - （３） そ の 他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- ６ 申請書の提出
 - （１） 提出期間 入札公告日から令和 8 年 9 月 28 日までの行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
 - （２） 提出場所 上記 5 (2) に同じ。
 - （３） 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールに

より提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合、送信後、上記 5 (2) にその旨を必ず電話で連絡すること。

E-mail keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和 7・8 年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記 7 (2) アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和 8 年 8 月 27 日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第 3 と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

（4）その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和 8 年 9 月 28 日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

（1）特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者による 2 又は 3 社の組合せとする。

ア 防衛省における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は 1,200 点以上、代表者以外の構成員は 830 点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者

と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成 23 年 4 月 1 日から入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

- ① 元請けとして完成及び引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体（地方公社を含む。）が発注した工事のうち、特定建設工事共同企業体の代表者については、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延面積 2,500 m²以上（1 棟あたり）の新設建築工事を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延面積 750 m²以上（1 棟あたり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。

特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2 者による企業体にあつては出資比率が 30%以上、3 者による企業体にあつては出資比率が 20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。

- ② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、特定建設工事共同企業体の代表者については、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延面積 2,500 m²以上（1 棟あたり）の新設建築工事を施工した実績を、また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延面積 750 m²以上（1 棟あたり）の新設建築工事を施工した実績を有すること。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 代表者は、建築一式工事に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定

建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

1 0 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

1 1 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「美保（8）補給倉庫新設建築工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。